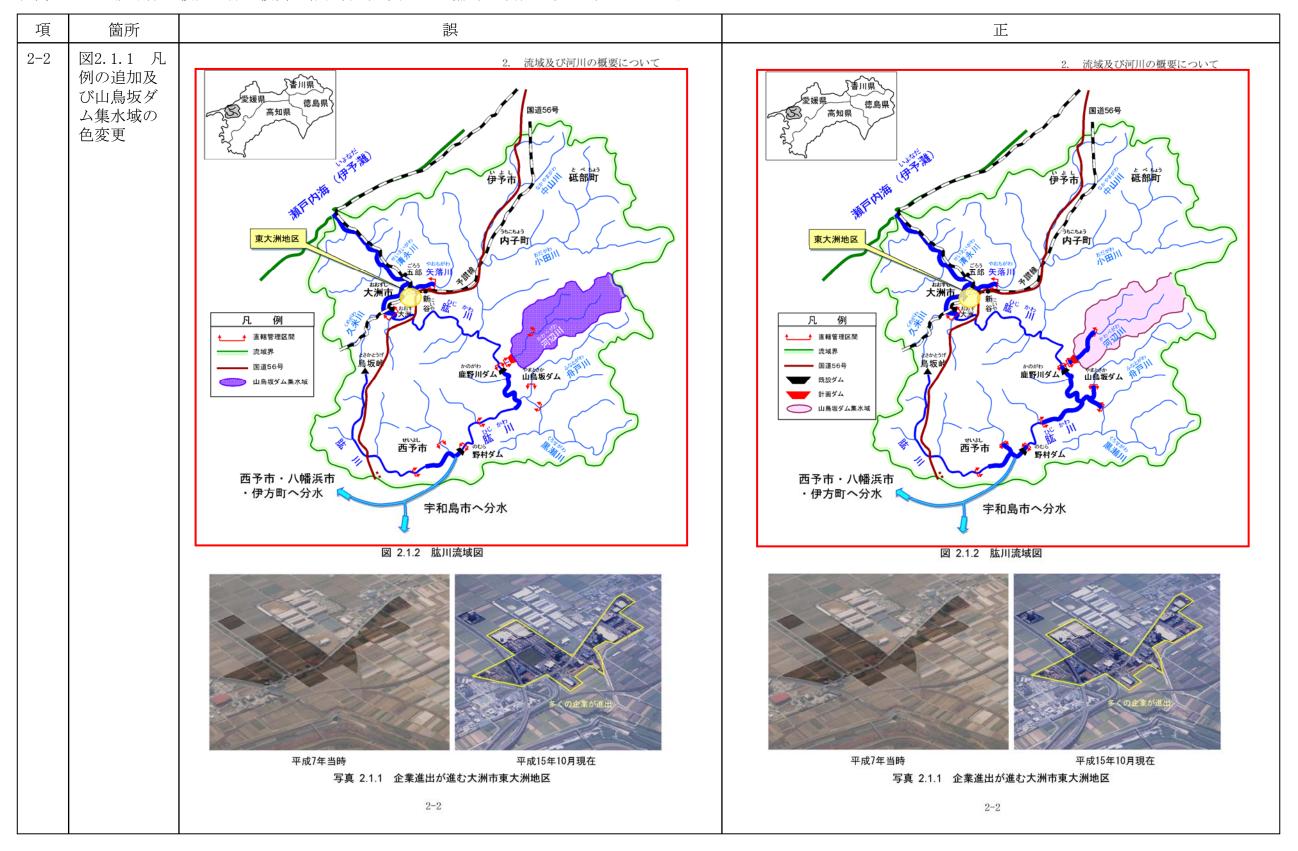
世界 と さか 山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書 正誤表

平成25年1月 国土交通省四国地方整備局

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(四国地方整備局 平成24年12月) 正誤表



山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(四国地方整備局 平成24年12月) 正誤表

項	誤	正
2-38 図2.3.8 現境加		2. 就城及び南川の襲要について (2) 水質 旅川の水質は、激流付近に計街地が広がる宇和盆地があることから、上流域において、一部環境法階値を超える期間が見られるものの、BOD75%値で1-8-2mg/L以下の火火火火を発き受けて、駅和30 年代のようなきれいな流れ、自然な流れの回復を目的とした股川流域清流保全権連絡議会が設立され、流域が一体となり取り組みを進めている。 今後は、現任の良好な水質を維持するために、流域全体で消流保全に向けた取り組みを進めることが要求の課題となっている。 (3) まり、現代の良好な水質を維持するために、流域全体で消流保全に向けた取り組みを進めることを要なる数目を表現を記され、現場が一体となっている。 (4) まり、現代の良好な水質を維持するために、流域全体で消流保全に向けた取り組みを進める ことが重要の課題となっている。 (5) まり、現代の良好な水質を維持するために、流域全体で消流保全に向けた取り地がデータ地の データ値(データ板が12の場合19 重印が値)。当該域が影響性を満足することをもって、当該地定値において関域変響に適合しているとかなすこととかれている。 (5) 東京 (データ板が12の場合19 重印が値)、当該域が影響性を満足することをもって、当該地定値において関域変響・調合しているとかなすこととかれている。 (5) 東京 (データ板が12の場合19 重印が位 (データ板が12の場合19 重印が値) 第2 重印が成場を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
	2-38	2-38

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(四国地方整備局 平成24年12月) 正誤表

頁	箇所	誤	正	
1 ' '	. 5. 2 己訂正	2. 流域及び河川の概要について	2. 流域及び河川の概要について	
- 一			【参考:「自然な流れの回復」までの経緯】	
		山鳥坂ダムは、当初、治水、流水の正常な機能の維持、中予地区への分水を目的として、平	山鳥坂ダムは、当初、治水、流水の正常な機能の維持、中予地区への分水を目的として、平	
		成6年に基本計画を告示した。「自然な流れの回復」は、肱川の流量低下を背景に、流域から	成6年に基本計画を告示した。「自然な流れの回復」は、肱川の流量低下を背景に、流域から	
		の強い要望を受けて、平成13年の「見直し案」で目標に挙げたものである。その後、分水計画	の強い要望を受けて、平成13年の「見直し案」で目標に挙げたものである。その後、分水計画	
		が無くなったものの、流域からは河川環境の課題解消のためにも「見直し案」の考えを基本に	が無くなったものの、流域からは河川環境の課題解消のためにも「見直し案」の考えを基本に	
		することが要望され、平成14年に公表した「再構築計画案」において、流水の正常な機能を維	することが要望され、平成14年に公表した「再構築計画案」において、流水の正常な機能を維	
		持するために必要な流量 (正常流量) の確保とともに、「自然な流れの回復」を目標に挙げた。	持するために必要な流量(正常流量)の確保とともに、「自然な流れの回復」を目標に挙げた。	
		このような経緯を受け、平成 16 年に策定した肱川水系河川整備計画(中下流圏域)において、	このような経緯を受け、平成16年に策定した肱川水系河川整備計画(中下流圏域)において、	
		版川の流水の正常な機能の維持のための流量確保とともに、「自然な流れの回復」を位置づけ	肱川の流水の正常な機能の維持のための流量確保とともに、「自然な流れの回復」を位置づけ	
		ている。	ている。	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	
		表 2.5.2 (1) 流水の正常な機能の維持及び「自然な流れの回復」に関する経緯	表 2.5.2 (1) 流水の正常な機能の維持及び「自然な流れの回復」に関する経緯	
		年月 経 緯 昭和34年 廃野川ダム完成	年月 経 緯 昭和35年 鹿野川ダム完成	
		・肱川発電所のピーク立て発電により、河川の日流況が不安定になる。	・肱川発電所のピーク立て発電により、河川の日流況が不安定になる。	
		昭和 42 年 南予地方(八幡浜市、宇和島市、西予市、伊方町)の大かんばつ ・これを契機に、肱川流域から南予分水※1 が計画される。	昭和42年 南予地方(八幡浜市、宇和島市、西予市、伊方町)の大かんばつ ・これを契機に、肱川流域から南予分水** が計画される。	
		昭和 57 年 野村ダム完成	昭和 57 年 野村ダム完成	
		・野村ダムから南予分水が開始される。 平成6年8月 山鳥坂ダム基本計画の告示	・野村ダムから南予分水が開始される。 平成6年8月 山鳥坂ダム基本計画の告示	
		・山鳥坂ダムを建設し、大洲地点の正常流量を確保するとともに、 中予分水*2を計画。	・山鳥坂ダムを建設し、大洲地点の正常流量を確保するとともに、中予分水※を計画。	
		平成6年9月 「肱川が危ない!第1号」 (肱川を守る連合会※3) が配布され、資料には以	平成6年9月 「肱川が危ない!第1号」 (肱川を守る連合会*3) が配布され、資料には以	
		下のことが記載されています。	下のことが記載されています。 ・野村ダムが出来て以降、肱川の水が随分と減ったと感じます。**	
		・10数年前より井戸水が枯れたり、水量が減ったりしています。	・10 数年前より井戸水が枯れたり、水量が減ったりしています。	
		平成7年12月 山鳥坂ダム中予分水に対して、大洲の市民団体が(大洲市長、大洲市議会へ) が反対陳情。2万人の反対署名が提出される。	平成7年12月 山鳥坂ダム中予分水に対して、大洲の市民団体が(大洲市長、大洲市議会へ) が反対陳情。2万人の反対署名が提出される。	
		平成10年10月 「肱川が危ない!第2号」 (肱川を守る連合会※3) が配布され、資料には以	平成 10 年 10 月 「肱川が危ない!第 2 号」(肱川を守る連合会※3)が配布され、資料には以	
		下のことが記載されています。 ・流量年表を統計学的に処理すると、総流量は 40 年間に 8%減、豊水流量は	下のことが記載されています。 ・流量年表を統計学的に処理すると、総流量は 40 年間に 8%減、豊水流量は	
		約 9%減、平水流量は約 32%減、低水流量は約 29%減。	約 9%減、平水流量は約 32%減、低水流量は約 29%減。	
		・「南予に分水してから水がなくなった。」と多くの下流の人たちは、思っ	・「南予に分水してから水がなくなった。」と多くの下流の人たちは、思っ ています。***	
		・河川維持最小流量=正常流量と言っていますが、我々は河川維持最低流量	・河川維持最小流量=正常流量と言っていますが、我々は河川維持最低流量	
		はあくまで最低の基準であって、これにある程度の流量が加算されたもの が正常な肱川の流量と考えています。	はあくまで最低の基準であって、これにある程度の流量が加算されたもの が正常な肱川の流量と考えています。	
		平成11年6月 旧長浜町から「山鳥坂ダム建設と中予分水問題にかかる長浜町の懸念事項」	平成11年6月 旧長浜町から「山鳥坂ダム建設と中予分水問題にかかる長浜町の懸念事項」	
		が提出される ・町民の多くは野村ダムが出来てから肱川の水が随分減ったという感じを抱	が提出される ・町民の多くは野村ダムが出来てから肱川の水が随分減ったという感じを抱	
		・町氏の多くは野色タムが出来てから脳川の水が腹が減ったという感じを抱 いている。※4	・可式の多くは野村ダムが山来でから風川の水が随力減つたという感しを抱 いている。※4	
		・長浜町は塩水遡上区域内にあり、流量の減少や森林の保水力の低下等から、	・長浜町は塩水遡上区域内にあり、流量の減少や森林の保水力の低下等から、	
		好ましい状況にない。 ・河川環境の変化により、アオノリやタコ等の漁業への影響とともに、魚族	好ましい状況にない。 ・河川環境の変化により、アオノリやタコ等の漁業への影響とともに、魚族	
		にも変化を来している。	にも変化を来している。	
		平成12年11月 事業評価監視員会	平成 12 年 11 月 事業評価監視員会 ・「継続」と評価。ただし、肱川流域の要請を踏まえた計画の見直しは必要。	
		・「継続」と評価。ただし、肱川流域の要請を踏まえた計画の見直しは必要。 平成 13 年 2 月 山鳥坂ダム(建設分水)対策協議会 ^{※5} 理事会	平成 13 年 2 月 山鳥坂ダム (建設分水) 対策協議会※5 理事会	
		・平水の肱川の流量減少が課題の1つとされた。	・平水の肱川の流量減少が課題の1つとされた。	
		2–57	2–57	

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(四国地方整備局 平成24年12月) 正誤表

項	箇所	誤	正
2-58	表2.5.2(2) 注釈の追加	2. 流域及び河川の概要について	2. 流域及び河川の概要について
	住水の垣加	表 2.5.2(2) 流水の正常な機能の維持及び「自然な流れの回復」に関する経緯	表 2.5.2 (2) 流水の正常な機能の維持及び「自然な流れの回復」に関する経緯
		年 月 経 緯	年 月 経 緯
		平成 13 年 3 月 愛媛県から計画見直しの要望書 ・肱川の治水、水利用及び河川環境を優先とした上で中予分水する事が基本であること。	平成13年3月 愛媛県から計画見直しの要望書 ・肱川の治水、水利用及び河川環境を優先とした上で中予分水する事が基本であること。
		・肱川の洪水調節効果の増大や維持流量の更なる確保のために、鹿野川ダム の発電容量等の見直しを行うこと。	・肱川の洪水調節効果の増大や維持流量の更なる確保のために、鹿野川ダム の発電容量等の見直しを行うこと。
		平成13年5月 山鳥坂ダム (建設分水) 対策協議会などに見直し案を提示 ・ 拡川の治水、河川環境及び水利用を優先する。 ・ 平常時は、ダムがない自然の流れの復活を目指す。 ・ 中予分水計画は分水量を縮小。	平成 13 年 5 月 山鳥坂ダム (建設分水) 対策協議会などに見直し案を提示 ・肱川の治水、河川環境及び水利用を優先する。 ・平常時は、ダムがない自然の流れの復活を目指す。 ・中予分水計画は分水量を縮小。
		平成13年8月 見直し案に対する山鳥坂グム (建設分水) 対策協議会※の回答 ・「肱川の課題解消方策」としては、基本的に妥当であると評価。	平成13年8月 見直し案に対する山鳥坂ダム (建設分水) 対策協議会**の回答・「肱川の課題解消方策」としては、基本的に妥当であると評価。
		平成13年10月 見直し案に対する山鳥坂ダム建設推進協議会からの報告 ・見直し案に基づいて山鳥坂ダム建設・中予分水事業を推進することは困難 であると判断。	平成13年10月 見直し案に対する山鳥坂ダム建設推進協議会 からの報告 ・見直し案に基づいて山鳥坂ダム建設・中予分水事業を推進することは困難 であると判断。
		平成 13 年 11 月 愛媛県からの要望書 ・中予分水を外した上で、治水対策や河川環境改善のために山鳥坂ダムの建設や鹿野川ダムの改善等を促進することを強く要望する。	平成 13 年 11 月 愛媛県からの要望書 ・中予分水を外した上で、治水対策や河川環境改善のために山鳥坂ダムの建設や鹿野川ダムの改善等を促進することを強く要望する。
		平成 13 年 11 月 事業評価監視委員会 ・「継続」と評価。ただし、中予分水を除外した上で、見直し案の考え方を基本として、肱川流域の治水、河川環境等の課題解消のため、計画を再構築すること。	平成 13 年 11 月 事業評価監視委員会 ・「継続」と評価。ただし、中予分水を除外した上で、見直し案の考え方を 基本として、肱川流域の治水、河川環境等の課題解消のため、計画を再構 築すること。
		平成14年5月 再構築計画案(第1次案)を提示	平成14年5月 再構築計画案 (第1次案) を提示
		平成 14 年 7 月 再構築計画案の提示 平成 14 年 7 月 愛媛県、大洲市、山鳥坂ダム(建設分水)対策協議会 ^{※5} からの再構築計画案	平成 14 年 7 月 再構築計画案の提示 平成 14 年 7 月 愛媛県、大洲市、山鳥坂ダム(建設分水)対策協議会 ^{※5} からの再構築計画案
		の議会決議と推進の要望書 ・再構築計画案は肱川の課題解消方策として最善策であり、再構築計画案に	の議会決議と推進の要望書 ・再構築計画案は肱川の課題解消方策として最善策であり、再構築計画案に
		示された山鳥坂ダム建設と鹿野川ダムの改造及び堤防整備の推進を切望。 平成14年7月	示された山鳥坂ダム建設と鹿野川ダムの改造及び堤防整備の推進を切望。 平成14年7月
		平成16年5月 肱川水系河川整備計画(中下流圏域)の策定	平成16年5月 肱川水系河川整備計画(中下流圏域)の策定
		※1 字和島市や八幡浜市等の南予地区に対しての水道用水(最大 0.49㎡/s)及びかんがい用水(約 7,200ha に対して最大	※1 宇和島市や八幡浜市等の南予地区に対しての水道用水(最大 0.49m³/s) 及びかんがい用水(約 7,200ha に対して最大 3.506m³/s) の流域外分水。
		3.506m²/s) の流域外分水。 ※2 松山市等の中予地区に対しての上水及び工水の流域外分水。	※2 松山市等の中予地区に対しての上水及び工水の流域外分水。
		※2 松田市寺の中子地区に対してのエネ及のエネの加吸が方本。 ※3 大洲市の市民団体。	※3 大洲市の市民団体。
		※4 野村ダム完成前後の平均流況を比較すると、野村ダム地点の平水流量が 0.81m³/s(約 25%)減少し、さらに分水等に	※4 野村ダム完成前後の平均流況を比較すると、野村ダム地点の平木流量が 0.81m³/s (約 25%) 減少し、さらに分水等に
		よって 0.20m³/s が減少している。また、大洲地点の平水流量は 6.16m³/s (約 27%) 減少している。	よって 0.20m³/s が減少している。また、大洲地点の平水流量は 6.16m³/s (約27%) 減少している。 ※5 流域 6 市町村の首長、議長等で構成される協議会。
		※5 流域6市町村の首長、議長等で構成される協議会。	※3
		※6 肱川流域 12 市町村在住の方々で構成される組織。	※7 肱川流域 12 市町村在住の方々で構成される組織。
1		■野村ダム地点流量 ■大洲夷積流量 30.0 (30.	■野村ダム地点流量
		5.0 4.5 4.0 3.5 3.0 538-HIO:野村ダム完成物 558-HIO:野村ダム完成教 558-HIO:野村ダム完成教 22.0 558-HIO:野村ダム完成教 22.0 1.5 1.0 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0	5.0 4.5 平水流量 S34-S57:野村ダム完成後次入量 S59-HIO:野村ダム完成後次入量 S59-HIO:野村ダム完成後次次量 S59-HIO:野村ダム完成後次次量 S59-HIO:野村ダム完成後次次量 S59-HIO:野村ダム完成後 S59-HIO:野村ダム完成 S59-HIO:野村ダム S59-HIO:野村ダム S59-HIO:野村 S59-HIO:野村ダム S59-HIO:野村 S59
		150 200 250 300 350 150 200 250 300 350 (日)	150 200 250 300 350 150 200 250 300 350
		図 2.5.2 野村ダム完成前後の平水流量の変化	図 2.5.2 野村ダム完成前後の平水流量の変化
		2–58	2-58

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(四国地方整備局 平成24年12月) 正誤表

項	箇所	誤	正	
3-2	表3.1.1 文章修正・ 追加	3. 検証対象ダムの概要	3. 検証対象ダムの概要	
		表 3.1.1 山鳥坂ダム建設事業の経緯	表 3.1.1 山鳥坂ダム建設事業の経緯	
		年 月 経 緯	年 月 経 緯	
		昭和61年4月 実施計画調査着手	昭和61年4月 実施計画調査着手	
		平成 4 年 4 月 建設事業着手	平成 4 年 4 月 建設事業着手	
		平成 6 年 8月 山鳥坂ダム基本計画公示(事業費:約1,070億円、工期:平成16年度)	平成 6 年 8 月 山鳥坂ダム基本計画公示(事業費:約1,070 億円、工期:平成 16 年度)	
		平成 12 年 11 月 事業再評価【地域の要請を踏まえた計画の見直しを前提に事業継続】	平成10年10月	
		平成 13 年 5 月 四国地方整備局が分水量を縮小した「見直し案」を中予広域水道企業団に提示	<u> </u>	
		平成 13 年 11 月 事業再評価【中予分水を除外したうえで、計画を再構築することを前提に事業継続】**	平成 11 年 6 月 旧長浜町から「山鳥坂ダム建設と中予分水問題にかかる長浜町の懸念事項」が 提出	
		平成 14 年 8 月 事業再評価【「再構築計画案」による事業継続】	平成12年11月 事業再評価【地域の要請を踏まえた計画の見直しを前提に事業継続】	
		平成 15 年 10 月 「肱川水系河川整備基本方針」策定	平成13年5月 四国地方整備局が分水量を縮小した「見直し案」を中予広域水道企業団に提示	
		平成16年5月 「肱川水系河川整備計画【中下流圏域】」が策定され、山鳥坂ダムが位置づけ	平成13年10月 山鳥坂ダム建設推進協議会*は、見直し案に基づいて山鳥坂ダム建設・中予分	
		られる	水事業を推進することは困難であると判断	
		平成 17 年 4 月 特定多目的ダム建設事業から直轄河川総合開発事業に移行 (事業費:約850 億円、工期:整備計画中期)	平成 13 年 11 月 事業再評価【中予分水を除外したうえで、河川環境等の課題解消のため計画を 再構築することを前提に事業継続】*	
		平成 17 年 10 月 特定多目的ダム法に基づく基本計画を廃止	平成14年8月 事業再評価 【肱川の自然な流れを回復するため、山鳥坂ダムに河川環境容量を	
		平成 18 年 7月 地権者協議会とダム事業に関する基本協定書を締結 (用地調査の開始)	設けた 一設けた 「再構築計画案」による事業継続】	
		平成20年5月 環境影響評価の手続き終了	平成 15 年 10 月 「肱川水系河川整備基本方針」策定	
		平成 21 年 8 月 事業再評価【事業費:約850億円、工期:平成35年度】	平成 16 年 5 月 「肱川水系河川整備計画【中下流圏域】」が策定され、山鳥坂ダムが位置づけ	
		平成 21 年 9月 用地補償基準を地権者協議会が了承	6113	
		平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に選定	平成 17 年 4 月 特定多目的ダム建設事業から直轄河川総合開発事業に移行	
		平成22年9月 国土交通大臣よりダム事業の検証に係る検討指示	(事業費:約850億円、工期:整備計画中期)	
		※利水参画者の撤退について	平成 17 年 10 月 特定多目的ダム法に基づく基本計画を廃止	
		平成 13 年 10 月 山鳥坂ダム建設協議会より「山鳥坂ダム建設・中予分水事業見直し案に対す	平成 18 年 7 月 地権者協議会とダム事業に関する基本協定書を締結(用地調査の開始)	
		る懸念事項」が提出され、見直し案に基づいて山鳥坂ダム建設・中予分水事	平成 20 年 5 月 環境影響評価の手続き終了	
		業を推進することは困難であると判断された。	平成 21 年 8 月 事業再評価【事業費:約 850 億円、工期:平成 35 年度】	
			平成21年9月 用地補償基準を地権者協議会が了承	
			平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に選定	
			平成22年9月 国土交通大臣よりダム事業の検証に係る検討指示	
			※中予分水受益地の3市5町で構成される協議会	
		3–2	3-2	

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(四国地方整備局 平成24年12月) 正誤表

項 箇所	誤	正
項 箇所 4-7 4.2.2 誤記訂正	4. 山鳥坂ダム検証に係る検討の内容 4.2.2 複数の治水対策案 (山鳥坂ダムを含む案) は、河川整備計画における整備内容で検討を行った。 現計画 (山鳥坂ダムを含む案) : 河川整備計画 【河川整備計画の概要】 ・堤防整備としての河道改修、事業中の鹿野川ダムの改造及び山鳥坂ダムの建設により、河川整備計画で目標とする戦後最大規模の洪水 (大洲基準地点流量 5,000m³/s) に対して、河道整備により、3,900m³/s の流下能力を確保し、残る 1,100m³/s を山鳥坂ダム、鹿野川ダム改造及び既設ダムで調節する。 ・河道整備流量を安全に流下させるため、それ以下の流量により浸水が発生する地区において、築堤や「部分的に低い堤防」のかさ上げ等の河道改修を実施する。また、内水により浸水被害が予想される地区において、内水対策 (排水機場)等を実施する。 「河川整備計画】	4. 山鳥坂ダム検証に係る検討の内容 4.2.2 複数の治水対策案(山鳥坂ダムを含む案) 複数の治水対策案(山鳥坂ダムを含む案)は、河川整備計画における整備内容で検討を行った。 現計画(山鳥坂ダムを含む案):河川整備計画 【河川整備計画の概要】 ・堤防整備としての河道改修、事業中の鹿野川ダムの改造及び山鳥坂ダムの建設により、河川整備計画で目標とする戦後最大規模の洪水(大洲基準地点流量 5,000m³/s)に対して、河道整備により、3,900m³/s の流下能力を確保し、残る 1,100m³/s を山鳥坂ダム、鹿野川ダム改造及び既設ダムで調節する。 ・河道整備流量を安全に流下させるため、それ以下の流量により浸水が発生する地区において、築堤や「部分的に低い堤防」のかさ上げ等の河道改修を実施する。また、内水により浸水被害が予想される地区において、内水対策(排水機場)等を実施する。 【河川整備計画】
	1	### 4500 4,000 1
	4-7	4-7

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(四国地方整備局 平成24年12月) 正誤表

